令和８年（家）第７００号
千葉県松戸市日暮１－１５－３第１５シントウキョウビル５０３
申立人　菊地　信吾
本籍東京都杉並区荻窪五丁目２番
最後の住所千葉県我孫子市青山台四丁目１６番４号
不在者　越前　小次郎
昭和４６年１１月２日生
届出期間満了日　令和９年１月３０日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第１２１号
大阪府堺市西区鳳中町10丁16番地14
申立人　堀田日出美
本籍大阪府堺市西区鳳中町十丁16番地14
最後の住所東京都品川区
不在者　堀田　隆之
昭和39年11月28日生
届出期間満了日　令和9年1月31日
大阪家庭裁判所堺支部

令和８年（家）第３６９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延538番地
申立人　西川千鶴子
本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字新延538番地
最後の住所川崎市麻生区王禅寺1227番地4
不在者　森田　清昭
昭和29年２月16日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第４７９号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1091番地1
申立人　中根　友子
国籍朝鮮
最後の住所川崎市以下不詳
不在者　中根さつき
昭和２年６月20日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第４８０号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1091番地1
申立人　中根　友子
国籍朝鮮
最後の住所川崎市以下不詳
不在者　中根　修一
昭和30年１月16日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第４８１号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1091番地1
申立人　中根　友子
本籍茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1110番地2
最後の住所川崎市以下不詳
不在者　中根　時雄
昭和24年６月１日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

失踪宣告

令和７年（家）第９２２号
本籍兵庫県宝塚市山本字夏至垣内21番地
最後の住所大阪府河内長野市西片添町12番10号
不在者　金岡　弘實
昭和5年11月2日生
令和8年9月17日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部
裁判所書記官

令和７年（家）第１４８号
本籍千葉県袖ケ浦市横田１７５番地６
最後の住所千葉県袖ケ浦市横田１７５番地６
不在者　馬場　吉雄
昭和２２年７月２０日生
令和８年９月１９日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所木更津支部裁判所書記官

令和８年（家）第５６号
本籍　香川県東かがわ市中筋27番地12
最後の住所　福岡県福岡市早良区飯倉四丁目33番43－101号　ガーデンハウス飯倉Ａ
不在者　北村　研
平成元年５月８日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第９号
本籍新潟県佐渡市沢根五十里1046番地
最後の住所不明
不在者　髙野　作藏
明治29年１月５日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所佐渡支部裁判所書記官

令和８年（家）第１０号
本籍新潟県佐渡市沢根五十里1046番地
最後の住所不明
不在者　髙野由太郎
明治26年３月６日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所佐渡支部裁判所書記官

令和８年（家）第９９８号
本籍山口県光市大字岩田２７３５番地３
最後の住所大阪市東淀川区豊新四丁目１９番１０号第一ちぐさ荘２Ｆ　１６号
不在者　山本　清
昭和13年1月18日生
令和8年9月29日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第２５９号
本籍茨城県石岡市石岡8155番地
最後の住所茨城県石岡市国府一丁目６番29－20１号泉マンション
不在者身内悦美
昭和19年11月８日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所土浦支部裁判所書記官

令和７年（家）第３５号
本籍沖縄県宮古島市平良字西里236番地１
最後の住所不明
不在者　西原　力
大正３年８月15日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

令和７年（家）第５８５号
本籍千葉県船橋市大神保町1353番地19
最後の住所千葉県船橋市大神保町1353番地19
不在者　小山　和彦
昭和45年４月４日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和７年（家）第２１６号
本籍島根県雲南市木次町平田739番地
最後の住所兵庫県尼崎市西大島字下461番地
不在者　稲村　郁雄
昭和14年２月15日生
令和８年９月29日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和８年（家）第７８号
本籍福岡県福岡市南区三宅３丁目29番
最後の住所福岡県福岡市南区三宅３丁目29番12号
不在者　井上　弘子
昭和14年８月６日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第１号
京都市中京区大宮通六角下る六角大宮町23４番地
申立人　渡邉　由佳子
権利の届出の終期　令和８年９月18日
令和８年９月28日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴　土地　京都市上京区黒門通一条半丁上る東入横神明町80５番地
宅地　115.37平方メートル
⑵　登記年月日番号　京都地方法務局明治36年10月19日受付第9191号
⑶　登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治36年10月15日設定
借賃　５円
存続期間　３年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　京都市上京区大宮通寺之内下る西入新美濃部町
米田　福次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６０４号
千葉市中央区都町１丁目１番２号アップル都町１Ｆ
債務者　株式会社ドラセナ
代表者代表取締役　豊島　　充
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係